

令和7年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール ならびに歯・口の健康啓発標語コンクール募集要項

(学校用)

主催 公益社団法人日本学校歯科医会・一般社団法人福岡県学校歯科医会 後援 福岡県教育委員会

〈 図画・ポスターの部 〉

- 対 象 幼稚園・保育園・こども園(当該年度内に満4歳～満6歳になるすべての幼児、国公立を問わずすべての小学校低学年(1年生～3年生)、小学校高学年(4年生～6年生)、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒。なお、幼稚園・保育園・こども園は幼児の部として1点、義務教育学校、中等教育学校の作品は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部、高等学校の部から各1点応募できることとする。
- ※画用紙 四ツ切(B3)を使用し、作者の学校名(市区町村名から記入)、学年(幼児の部は年齢)、氏名、フリガナを直接記入すること。中学校、高等学校の部はCG作品も可とする。
- 選考の基準 ・歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容。
- ・教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと。
 - ・むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通じた歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容。
 - ・発達段階に応じた表現であること。
 - ・歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
 - ・表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。

〈 標語の部 〉

- 対 象 小学校1年生～中学校3年生
- ※記入事項・・・標語、作者の学校名(市区町村名から記入)、学年、氏名、フリガナ (A4用紙に書いてお送り下さい)ポスター中で使用された標語を再度利用されてもかまいません。
- 選考の基準 ・口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンになるような標語という点に重点を置く。
- ・教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のないこと。

- ◆表 彰 各地区の歯科医師会(学校歯科医会)からの出品作品については、本会より賞状・記念品を贈る。
〈図画・ポスターの部〉各1点ずつ合計6点 〈標語の部〉1点
優秀作品につきましては、福岡県学校歯科医会・福岡県教育委員会より表彰する。
特に優秀作品については、福岡県学校歯科保健研究大会で表彰する。
- ◆優秀作品 代表作品を本会において更に審査し、最優秀作品を選出。令和7年度日本学校歯科医会
歯・口の健康に関する図画・ポスター・標語コンクールに参加させる。
- ◆出品・締切 各地区の歯科医師会(学校歯科医会)へ出品して下さい。
地区によって締切など募集要項が一部異なる場合がありますので、各歯科医師会(学校歯科医会)
へお問い合わせ下さい。(別紙参照)

- 「注」 ・ポスター、標語とも「虫歯」「歯磨き」ではなく、ひらがなで「むし歯」「歯みがき」と記入すること。
- ・特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
 - ・応募作品は、応募者によるオリジナル作品とする。(過去に本コンクールにおいて入賞した標語と同一もしくは著しく酷似している作品、HPや紙面において掲載・発表されている作品は選考対象外とする。)
 - ・作品はいずれも未発表のものとする。(他の主催するコンクール等に応募していないこと)
 - ・応募作品の著作権は本会に帰属することをご了承下さい。
 - ・審査結果については、図画・ポスターコンクールならびに健康啓発標語コンクール共に、入賞された方の作品・学校名・学年・氏名を会誌ならびにホームページに掲載いたします。
 - ・氏名等を掲載することに異議申し出がある場合は至急、福岡県学校歯科医会へご連絡下さい。
- 一般社団法人 福岡県学校歯科医会
〒810-0041 福岡市中央区大名1丁目12番43号 TEL 092-714-4627 FAX 092-714-7599